

令和7年度「地域経済政策推進事業委託費（2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する運営事業）」に係る企画競争募集要領

令和7年2月5日

経済産業省

大臣官房福島復興推進グループ

福島新産業・雇用創出推進室

福島広報戦略・風評被害対応室

経済産業省では、令和7年度「地域経済政策推進事業委託費（2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する運営事業）」に係る企画競争募集要領を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故から約14年が経過するが、原子力災害被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）にいわき市、相馬市、新地町を加えた15市町村を中心とした複合災害被災地域においては、除染活動、福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策、住民の帰還、産業復興などの課題が山積しており、いまだ復興の道半ばにある。

一方で、福島イノベーション・コースト構想をもとにした新産業の創出、福島県浜通り地域等における企業立地、各市町村の特徴を生かした新たなまちづくり等といった復興は着実に進んでおり、これらの取組は、日本や世界の未来社会につながる可能性を秘めている。

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマとなっており、日本国政府が誘致、各国への参加・招聘を実施するため、国内及び世界に向けて、福島の復興の状況を広く情報発信する絶好の機会である。

以上を背景に、本事業では、大阪・関西万博において、世界的にも未曾有の複合災害を経験した福島の地だからこそ示せる現在・未来を日本全国や世界に発信すべく、災害からの復興に関する展示・催事・その他の関連する取組（以下「展示等」という。）を実施する。

また、大阪・関西万博を契機に来場者の福島県浜通り地域等への興味関心を高め、福島県浜通り地域等への誘客に繋げるためのコンテンツを作成し、展示等と併せて実施することで、交流人口・関係人口の拡大に向けた機運醸成を行う。

なお、大阪・関西万博での原子力災害からの復興に関する展示等は、世界的にも未曾有の複合災害に直面した福島県浜通り地域等の現状や未来を紹介し、単に震災前に戻るのではなく、社会課題解決の先進地として再生を目指すストーリーを力強く発信し、共感の輪を国内外に広げ、風評払拭しつつ、共に復興を支え挑戦する交流人口・関係人口のより一層の拡大

を目指す。

2. 事業内容

(1) 福島復興展示に関する企画調整・会場設営等の運営

令和7年5月にテーマウィーク「未来のコミュニティとモビリティウィーク」が設定され、当該期間において、経済産業省として夢洲会場内の「EXP0 メッセ」を活用した福島復興展示を実施予定。当該展示に関する運営事業として、令和7年4月中に会場全体のレイアウトや見せ方に関する企画と関連装飾の準備、個別ブースの展示物等(※)の被災地域等の状況や時勢に応じた修正や追加制作、関連機材等の準備、経済産業省との協議、共同展示実施主体である復興庁との調整、展示コンテンツに係る福島県内の事業者との調整を完了させ、令和7年5月の開催に併せて展示物等の運搬を含む福島復興展示に関する会場設営及び展示期間中の会場管理を実施すること。その際、官公庁や福島県、被災15市町村における自治体、展示予定事業者を含む関連機関等と連携し、下記(ア)～(エ)に留意すること。

※一部の展示物は令和6年度事業で作成済みであり、経済産業省と相談の上、展示に向けた最終調整等を行うこと。

(ア) 会場及び展示期間について

展示会場として、「EXP0 メッセ」のうち1000m²分を使用予定。会場関連費用のうち、必要に応じて生じる延長料金等は委託事業内で支払いを行うこと。また、展示会場は令和7年5月18日から25日まで手配済みであり、この期間中に設営や片付けを行うこと。

福島復興展示への誘客を促す観点から、万博会場内の「ポップアップステージ西」を令和7年5月20日に手配済み。当該会場にて係る会場関連費用は委託事業内で支払いを行うこと。

(イ) 展示コンテンツ要素について

展示コンテンツの要素については、震災や東京電力福島第一原子力発電所の状況、食、コミュニティ、アクティビティ、アート、イノベーション等を想定しているが、大阪・関西万博のテーマやコンセプトを踏まえつつ、より魅力的なコンテンツを創る観点から検討すること。

魅力的なコンテンツとする観点から、経済産業省との相談の上、必要に応じ、福島県の事業者による会場での説明、試飲・試食品の配布、ライブステージにおける講演や現地様子の中継、関連映像放映の機会等を設けること。また、万博会場内での誘客を促す観点から、会場内の「ポップアップステージ西」等の特設ステージやその他施設における福島復興展示のPR等も行うこと。

なお、展示内容の企画調整にあたっては、会場規模及び実施期間等も考慮の上、令和2年に実施されたドバイ万博等といった、過去の万博において実施された同様の展示と比較し、同等またはそれ以上の内容となるようにすること。

(ウ) 復興庁等との調整について

「EXP0 メッセ」については、経済産業省及び復興庁とで使用するため、復興庁及び復興庁展示における委託事業者と会場の使用方法や展示期間中の会場管理に関する調整も行うこと。

（エ）福島復興展示に求めること

展示内容は、国際博覧会として世界に問いかけていくべき要素の組み込みや、復興の先を見据えたレガシーの構築、来場者への価値観変化・行動変容（福島への具体的な関与）へと繋げていくことを目指した内容とすること。

また、展示全体を通して、福島県を起点とした①次世代による挑戦の加速化、②地域のクリエイティブ向上、③クリエイティブを活用した産業育成、の実現を目指すものとする。

（要素の例）

- ・心理的／物理的な衝撃を通して、今までにない新たな視座や固定概念への揺さぶりをもたらすこと。
- ・世界が繋がり、ワクワクする圧倒的な感動体験の共有や、参画者の夢やビジョンに繋がること。
- ・これまでの「被災地」や「復興」の印象のアップデート。
- ・「復旧」や「防災」に留まらない、クリエイティブな挑戦の発信や、多様な分野からの参画や協働の促進・加速化。
- ・今の時代の流れ（※）を踏まえた、福島に暮らす人々や、関わりたい人々（潜在層）の本質的な「問い」に向き合った問題提起。

（※）心理的豊かさ・ウェルビーイングの追求、多様性、オープンな共創、予測不能な未来など

- ・地元に根付く取組など、地域に寄り添った継続的な動きの創出。
- ・福島県浜通り地域等での新たなビジネスへの参画や投資の検討につながるインセンティブの提示。

（２）福島県浜通り地域等への誘客コンテンツの企画立案とその実施

福島復興に関心を持った来場者に、実際に福島県浜通り地域等へ訪問していただくため、福島県浜通り地域等への誘客コンテンツの企画立案及び実施を行う。その際、下記（ア）～（イ）に留意すること。

（ア）実施目的や内容について

大阪・関西万博が開催される２０２５年には、関西地方を訪れる事業者や一般観光客の大幅な増加が見込まれることを念頭に、関西地方から福島県への誘客を促すため、以下を行う。

- ①万博を機会に福島県浜通り地域等への関心を持ってもらうこと及び交流人口・関係人口の拡大を目的として、国内外の一般観光客向けの福島県浜通り地域等への誘客手法を検討・実施すること。
- ②福島県浜通り地域等への企業誘致や地元企業とのビジネスマッチングを目的とした、国内ビジネス関係者向けの福島県浜通り地域等への誘客手法を検討・実施する。

（イ）留意点

上記（ア）を実施するにあたり、ツアー等を行う場合には、万博会場での福島復興展示との連携や、出口まで見据えたプランを検討・作成するとともに、既存のツアーとの差別化を図るよう検討すること。

(3) 大阪・関西万博の福島復興企画に関するPR・広報を含む事業の立案と実施

上記(1)(2)の実施にとどまらず、大阪・関西万博の展示期間外や会場外も含めて、福島復興企画の認知度向上や集客向上に資する取組(例：福島県産品の物販やPRイベント、着ぐるみの活用、ポスターやデジタルサイネージ等の広告の掲載、メディア発信等)を企画立案し、実施すること。その際、対象地域(福島県、首都圏、関西圏、海外等)や発信手法(媒体、方法等)等も考慮し、多様な主体(国内外の企業・団体・市民、官公庁、自治体、他国政府など)の連携を促すことで機運醸成を行い、効果的にリーチするような具体案を検討すること。上記(1)の展示コンテンツとの接続についても考慮すること。

(4) 事業報告書の作成

上記(1)～(3)の成果について、報告書を取りまとめたうえで、担当課室に納入すること。

(5) その他

本事業の実施にあたっては経済産業省と十分に相談を行い、指示があった場合にはそれに従い実施すること。また、再委託を行う場合等、積極的に本地域の地元企業と連携すること。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年2月28日

※本事業は令和7年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものとします。

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

- (3) 予算規模：126,132,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※ 本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年2月5日（水）

締切日：令和7年2月26日（水）15時00分必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年2月9日（日）18時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和7年2月10日（月）14時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより11. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)

	通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１０．その他

（１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

（２）これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和５年１０月１６日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。
 - ・事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
 - ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果の取りまとめ方法、取りまとめ）

- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容取りまとめ）
- ・ その他、執行管理業務
- ・ 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・ 提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（4）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ

担当：猪瀬、桑原、遠藤、北澤

E-mail：bzl-fukushima-expo2025@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず『「令和7年度「地域経済政策推進事業委託費(2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する運営事業)」』としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上